

令和2年2月24日作成

同月25日開示

同年3月10日以後修正

令和3年4月2日最新

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する陽風園の対応について

（有効期限 令和3年4月15日）

現在、石川県内における新型コロナウイルス感染症の患者数は、落ち着きをみせており、県はステージI（感染要注意）としております。全国的には、大都市圏を中心として感染症拡大のリバウンドや地方都市における変異ウイルスの拡大にも警戒が必要な状況にあります。

陽風園では、引き続き感染防止対策を徹底するため次の方針で対応しますので、利用者（入居者、通所サービス利用者及び短期入所サービス利用者をいう。以下同じ。）、利用者のご家族及び出入り業者等関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、この方針は、国、県並びに金沢市の方針及び対策を総合的に勘案して作成しており、陽風園のホームページ（<https://www.yofuen.com/>）において公表しています。

1 来園者からのウイルス持込みへの対応（外部の方へのお願い）

- ・面会是一部制限されていますので、面会をご希望の方は、電話等で事前に各施設までお問い合わせください。
- ・点検、修理などで訪れた事業者等の入館時の衛生対策を行います。入館者は検温し、37℃以上の発熱があれば、原則として入館できません。また入館の際には、手指消毒を行い、マスクを着用してください。
- ・新規に入居される方には、入居後7日間の健康観察期間を設けます。
- ・特別養護老人ホームに新規に入居される方については、ご希望に応じて、無料（1か月間）で生活状況の記録閲覧システム（YCS-i）を活用することができます。
- ・地域団体向けに研修室等の使用の予約は受け付けますが、感染防止対策を十分行ったうえで使用してく

ださい。

- ・接触感染のリスクに対応するため、多数の人が触れる箇所（ドアノブ、手すり、カウンター、トイレ等）の消毒を行います。

2 陽風園の職員が感染者にならないための対策

- ・職員は、業務外であっても「マスクの着用」「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」等基本的な感染対策を行います。
- ・職員は、「3つの密（密閉・密集・密接）」のある場所へは行きません。特に休憩室・更衣室・喫煙所では3密にならないよう注意し、会話をするときには、必ずマスクを着用します。
- ・職員は、繁華街等の接待を伴う飲食店への出入りを自粛します。
- ・職員は、常に感染状況を注視し、感染が流行している地域への移動を自粛します。

3 感染の疑いのある（※特徴的症状のある）職員又は利用者への対応

- ・感染の疑いのある（特徴的症状のある）職員は、医療機関を受診し、その結果を事業所に報告します。事業所はその報告を受けて対応します。

※【特徴的症状とは】倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、発熱、咳、筋肉の痛み等の症状をいう。

- ・感染の疑いのある（特徴的症状のある）通所サービス利用者は、医療機関を受診し、その結果を事業所に報告してください。事業所はその報告を受けて対応します。
- ・感染の疑いのある（特徴的症状のある）入居サービス利用者（施設入居者又は短期入所サービス利用者）をいう。以下同じ。）は、医療機関を受診し、その結果を受けて事業所は対応します。

4 感染者（陽性）の接触者である職員又は利用者への対応

- ・職員が感染者（陽性）の接触者である場合は、自宅待機とし、PCR検査を行います。その結果が陰性であれば職務に復帰します。
- ・通所サービス利用者が感染者（陽性）の接触者である場合は、7日間の自宅待機とします。この間に症状があれば医療機関を受診し、その結果を事業所に報告してください。事業所はその報告を受けて対応します。
- ・入居サービス利用者が感染者（陽性）の接触者である場合は、PCR検査を行い、その結果を受けて事業所は対応します。

5 感染者（陽性）の※濃厚接触者である職員又は利用者への対応

- ・職員が感染者（陽性）の濃厚接触者であると保健所が判断した場合は、保健所の指示に従いPCR検査を行います。その結果が陰性であっても、2週間は自宅待機とし、健康観察を行います。
 - ・通所サービス利用者が感染者（陽性）の濃厚接触者であると保健所が判断した場合は、保健所の指示に従いPCR検査を行ってください。その結果が陰性であっても、2週間は自宅待機としますので、健康観察を行ってください。
 - ・入居サービス利用者が感染者（陽性）の濃厚接触者であると保健所が判断した場合は、保健所の指示に従いPCR検査を行います。その結果が陰性であっても、2週間は居室対応とし、健康観察を行います。
- なお、当該入居サービス利用者の支援担当者は固定し、施設内をゾーニングして行います。

※【濃厚接触者とは】感染が確認された者（患者）が発症した2日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ①世帯内接触者 …患者と同一の住所に居住する者
- ②医療関係者等 …个人防护具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで患者の診察、処置、搬送等に直接かかわった医療関係者や搬送担当者
- ③汚染物質の接触者…患者由来の体液、分泌物、痰等（汗を除く。）に、必要な感染防止策なしで接触した者
- ④その他 …手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内）で、必要な感染防止策なしで患者と接触した者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断（接触時間15分以上））

6 感染者（陽性）である職員又は利用者への対応

- ・PCR検査等の結果、職員又は利用者が感染者（陽性）であると保健所が判断した場合は、保健所の指示に従い治療に専念していただきます。完治後、主治医の指示のもと職務に復帰し、又はサービスの利用を再開します。
- ・職員の入院又は自宅待機等の措置に伴い、当該職員が所属する事業所においてスタッフの人員不足が起きた場合には、陽風園全体で応援体制を編成します。

7 通所サービス事業において感染者（陽性）が発生した場合の対応

- ・通所サービス事業において、職員又は利用者感染者（陽性）が発生した場合は、施設内の消毒を行うため、必要な期間、当該通所サービス事業を休業します。

8 通所サービス事業等の休業又は休止をする場合

- ・県又は金沢市から休業要請がある場合は、当該通所サービス事業等を休業します。
- ・上記休業期間中は、代替サービス（在宅訪問等による見守り支援等）の実施を検討します。
- ・公衆衛生上、金沢市から事業活動休止の要請がある場合は、その活動を休止します。

9 地域の感染リスクを回避するための対応

- ・「3つの密（密閉、密集、密接）」が重なる恐れのあるイベント等については、中止、延期又は参加者の制限、人と人との距離の確保、飛沫の拡散防止措置等感染対策を徹底したうえで、実施することを検討します。

10 新型コロナウイルス感染症の対応で臨時休業等をした小学校等に通う子どもへの対応（職員対象）

- ・小学校等が臨時休業等をしたため、保護者として子どもの世話をを行うことが必要になった職員（子どもを現に監護する者が他にいない場合に限る。）に対しては、特別休暇（原則として自宅待機となる。）を付与します。